# 定例記者会見資料

- 1. 日 時 平成28年6月3日(金)午前11時~
- 2. 場 所 市役所 庁議室
- 3. 内容 第371回定例会議案について

## 【議事日程】

6月3日招集告示

会期:6月10日(金)~6月28日(火)19日間

# 【提出議案】

専決処分の報告2件平成28年度補正予算1件

条例議案 2件(改正1件)

合 計 5件

# 【提出議案の内容】

- ◎平成28年度補正予算
- · 一般会計 1 件

【資料】「平成28年度補正予算(2頁~)」参照

#### 平成28年度 6月補正予算(案)

#### (平成 28 年度 6 月補正予算資料 P 2)

平成 28 年度 6 月補正予算については、一般会計で 7,000 万円を増額し、予算総額を前年度比 2.7%減の 264 億 4,500 万円としています。

今回の補正予算は、一般会計のみで、国の地方創生推進交付金を活用した事業費の追加、 並びに財源振替のほか、その他、国・県からの補助金、助成金等を活用した事業を追加 するなど、所要の措置を行っています。

それでは、補正予算の主な内容について、ご説明申し上げます。

#### 【主な内容】

### (平成 28 年度 6 月補正予算資料 P3)

- 1. 一般会計
- (1)投資的経費(ハード事業)

1, 105 万 7 千円

小規模保育改修等事業補助金 —担当:保育幼稚園室-

[国費 2/3]

小規模保育施設の移転整備に係る経費を計上しています。

(1,105万7千円)

### (2) 一般経常経費 (ソフト事業) 等 5,894 万 3 千円

コミュニティ助成事業補助金 一担当:地域経営室-

[自治総合センター助成金 10/10]

地域活動を促進するための備品購入費に対する補助金(市内 6 地区)等を計上しています。 (1,320 万円)

#### 地域福祉人材育成促進事業 —担当:医療福祉総務室—

[国費 1/2 (地方創生推進交付金)]

女性が働ける雇用創出プロジェクトを進めるため、子育て支援の取組を支援するなど、 地域福祉を担う人材の育成に係る経費を計上しています。 (400 万円)

#### |介護ロボット導入支援事業 ―担当:介護・高齢支援室―

[国費 10/10]

介護従事者の負担軽減を図るため、介護サービス事業者の介護ロボット導入経費に 対する補助金を計上しています。 (2,003 万 9 千円)

## 放課後児童クラブ待機児童解消事業 ─担当:子ども家庭室─

[国費 1/2 (地方創生推進交付金)]

桔梗が丘小学校区放課後児童クラブの待機児童解消のための施設増設等に係る経費を 計上しています。 (640 万円)

# 新雇用創出事業 一担当:商工経済室一

[国費 1/2 (地方創生推進交付金)]

雇用創出に向けた新たな産業を育成するための基礎調査に要する経費、並びに地元 企業と高等教育機関等との共同研究に要する経費などを計上しています。

(547万2千円)

## 教育振興費 一担当:学校教育室-

[国費 10/10 等]

幼児教育の諸課題解決を図るための幼児教育アドバイザーの雇用経費、並びに市内 小中学校のコミュニティ・スクールの導入に向けた経費などを計上しています。

(389万5千円)

### ふるさと学習「なばり学」創設事業 ―担当:学校教育室―

[国費 1/2 (地方創生推進交付金)]

「名張を大切に思い、自然を守り、伝統や文化を引き継いでいく一人である」という意識と実践力を醸成するための副読本の作成等に要する経費を計上しています。

(321万5千円)

以上が、6月補正予算(案)の概要であります。

# ◎専決処分の報告(2件)

## ○名張市市税条例等の一部を改正する条例の承認について

-市民部 収納室-

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 名張市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

## ○名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について

一市民部 保険年金室一

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 名張市国民健康保険税条例(昭和36年条例第2号)の一部を改正する条例を専決処分 したものです。

### ◎条例議案(2件)

### 〇名張市入札等監視委員会設置条例の制定について

-総務部 契約管財室-

名張市の発注する建設工事等の入札及び契約について監視を行うことにより、 これらの透明性を一層高め、公正な競争を確保するため、名張市入札等監視委員会を 設置しようとするものです。

## ○名張市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

-市民部 収納室-

地方税法の一部改正等に伴い、個人市民税の所得割及び法人市民税に係る延滞金の計算期間、法人市民税に係る法人税割の税率等について、所要の改正を行おうとするものです。